平成２９年（ヒ）第３０２２号
大阪府松原市三宅中７丁目１番３号
清算株式会社　株式会社米澤製作所
代表清算人　米澤　正晴
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０６４号
東京都中央区京橋２丁目８番５号
清算株式会社　株式会社栄商事
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第１００６号
広島市中区上幟町７番１号
清算株式会社　株式会社よしかわ
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１２号
札幌市白石区本通12丁目南３番10号
清算株式会社　株式会社札幌つきがたゴルフ場
代表清算人　花坂　孝
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権のうち利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。
2⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
3　特別清算が行われる期間は、清算株式会社の保有する資産の換価処分終了後３か月が経過したときまでとする。なお、清算株式会社は本協定の認可決定が確定した日から１年以内を目処として、その保有する資産を換価処分するものとする。
4　一般債権とは、協定債権のうち関連会社債権に該当しないものをいい、資産換価終了後、次の方法により弁済を行い、免除を受ける。
⑴　資産換価代金から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資総額として算定する。
⑵　弁済原資総額を、一般債権額により按分して各債権者に対する弁済総額を算定し、支払う。
⑶　弁済後、残額について免除を受ける。
5　関連会社債権とは、協定債権のうち株式会社アイックスが有するものをいう。
6　関連会社債権は、本協定認可決定確定時において、全額免除を受ける。
以上
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（ヒ）第５０１号
福島県西白河郡中島村大字滑津字平名塚２番地
清算株式会社　ケイエイチティー株式会社
代表清算人　國井　建男
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　通則
協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、債権者の負担とする。
2　債務の弁済及び免除
清算株式会社は、本協定認可決定が確定した日から１か月以内に、別紙弁済額一覧表のとおり各協定債権額に応じて按分弁済し、弁済時に各債権者の届出債権額と弁済額の差額並びに届出債権額に対する利息及び遅延損害金について免除を受ける。
3　新たな財産発見の場合の処置
前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
福島地方裁判所白河支部

監督命令

平成２９年（再）第３号
札幌市南区南沢４条２丁目７番25号
再生債務者　工藤　浩
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区大通西12丁目４番地　あいおいニッセイ同和損保札幌大通ビル７階　原総合法律事務所　弁護士　原　琢磨
平成29年10月26日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第２６２号
札幌市手稲区前田５条９丁目６番18号
再生債務者　嶋中　祥
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年11月17日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月１日から平成29年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２５８号
愛知県東海市名和町前郷90番地の31
再生債務者　伊佐治　章
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年11月17日まで
4　一般異議申述期間　平成29年11月24日から平成29年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２５９号
愛知県東海市名和町前郷90番地の31
再生債務者　伊佐治さよ子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年11月17日まで
4　一般異議申述期間　平成29年11月24日から平成29年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２４号
秋田市広面字谷地沖16番地３　ＣＩＴＹハイツＫ　203
再生債務者　佐藤　久美
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月４日から平成29年12月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３８号
愛媛県松山市西長戸町804番地１
再生債務者　浅田　潤
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成29年11月27日から平成29年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第３３７号
福岡市中央区平尾１丁目12番22号
再生債務者　下竹　智子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成29年11月27日から平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第３６７号
福岡県大野城市下大利団地19番403号
再生債務者　山口　清隆
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成29年11月27日から平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部